

## 令和元年度 特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況

### 1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）。以下「女性活躍推進法。」という」が成立し、地方公共団体は、自らも事業主（特定事業主）として、女性の活躍に関する状況の把握及び分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し公表することとなったため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の計画期間を平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間として定め策定しました。

### 2 計画の実施状況

実施状況については、女性活躍推進法第19条第6項の規定により、毎年少なくとも1回取組の実施の状況を公表する必要があるため、数値目標となっている次の項目について当該年度の状況を公表します。

### 3 数値目標

#### ○令和元年度管理職登用率

管理職数	女性管理職数	登用率 (%)	目標登用率 (%)
12	1	8.3	20

※令和元年度末現在の数値

#### ○令和元年度役職登用率（管理職含む）

役職数	女性役職数	登用率 (%)	目標登用率 (%)
33	7	22.1	30

※令和元年度末現在の数値

#### ○令和元年度女性職員割合

	令和元年度	数値目標率
職員数（人）	63	—
女性職員（人）	23	—
女性職員の割合 (%)	36.5	40

※令和元年度末現在の数値